

參考資料

鎌倉市健康増進計画推進委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく鎌倉市健康増進計画の策定及び推進に関し調査審議を行う鎌倉市健康増進計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 教育に関係を有する団体が推薦する者
- (3) 労働安全衛生に関係を有する団体が推薦する者
- (4) 健康の増進又はスポーツに関係を有する団体が推薦する者
- (5) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (6) 公共的団体が推薦する者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成26年10月9日から施行する。

鎌倉市健康増進計画推進委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市健康増進計画推進委員会条例（平成26年10月条例第23号）第5条の規定に基づき、鎌倉市健康増進計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成26年10月9日から施行する。

鎌倉市健康増進計画推進委員会委員名簿

氏名	所属等	平成26年度	平成27年度
浅葉 弘子	公益社団法人神奈川県栄養士会	○	○
井上 道雄	三菱電機(株)鎌倉製作所 総務部安全衛生課長兼務健康増進センター長	○	○
大竹 眞壽美	市民委員	○	9月30日まで
加藤 迪彦	市民委員		12月25日から
鞍田 哲士	鎌倉商工会議所 青年部会長	○	○
輿 俊道	鎌倉私立幼稚園協会会長	○	○
小原 尚子	市民委員	○	○
重松 美智子	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課長	○	○
高井 久雄	鎌倉市自治会総合連合会理事	○	○
鶴岡 明	一般社団法人鎌倉市歯科医師会副会長	○	
豊田 悟	公益社団法人鎌倉市医師会理事	○	
長谷川 實	鎌倉歩け歩け協会幹事	○	○
○深澤 健二	(独)労働者健康福祉機構 神奈川県産業保健総合支援センター相談員	○	○
松村 夕起子	鎌倉市薬剤師会理事	○	○
三島 久司	鎌倉市立小学校長会 今泉小学校長	○	○
百衣 啓至	一般社団法人鎌倉市歯科医師会理事		○
湯浅 章平	公益社団法人鎌倉市医師会理事		○
◎渡辺 哲	学校法人東海大学 医学部客員教授	○	○

◎：委員長 ○：副委員長

鎌倉市健康増進計画推進委員会幹事課

市民活動部	スポーツ課
こどもみらい部	こどもみらい課
	保育課
	青少年課
健康福祉部	高齢者いきいき課
	市民健康課
	保険年金課
教育部	教育総務課
	学務課
	教育指導課

計画策定の経過

【平成26年度】

会議等	内容
第1回 鎌倉市健康増進計画推進委員会 平成26年11月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市健康増進計画策定の趣旨 ・市民意識調査「健康づくりについての意識調査」の実施について
健康づくりについての意識調査 平成26年12月5日～12月20日	
第1回 鎌倉市健康増進計画推進委員会幹事会 平成27年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市健康増進計画策定の経緯について ・鎌倉市健康増進計画推進委員会幹事会の立ち上げの経緯について ・「健康づくりについての意識調査」の実施と調査結果の速報について ・情報発信紙の作成について
第2回 鎌倉市健康増進計画推進委員会 平成27年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康づくりについての意識調査」の速報結果について ・情報発信紙の作成について
第2回 鎌倉市健康増進計画推進委員会幹事会 平成27年3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康づくりについての意識調査」の実施と調査結果の速報について ・計画骨子（体系図）について ・情報発信紙（案）について ・各課の個別事業について
第3回 鎌倉市健康増進計画推進委員会 平成27年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康づくりについての意識調査」の結果（速報概要版）について ・鎌倉市健康増進計画骨子（案）について ・重点目標について ・情報発信紙（案）について

【平成 27 年度】

会議等	内容
第1回 鎌倉市健康増進計画推進委員会幹事会 平成27年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・他計画との関連について ・鎌倉市健康増進計画骨子（体系図）（案）の策定に向けて
第1回 鎌倉市健康増進計画推進委員会 平成27年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・他計画との関連について ・鎌倉市健康増進計画骨子（体系図）（案）について
第2回 鎌倉市健康増進計画推進委員会 平成27年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市健康増進計画骨子（案）について
第3回 鎌倉市健康増進計画推進委員会 平成27年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市健康増進計画素案について ・パブリックコメント実施について
市民意見公募（パブリックコメント） 平成28年1月12日～2月12日	
第4回 鎌倉市健康増進計画推進委員会 平成28年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市健康づくり計画修正案について ・パブリックコメント途中経過について ・鎌倉市健康づくり計画概要版について
第5回 鎌倉市健康増進計画推進委員会 平成28年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市健康づくり計画最終案について ・鎌倉市健康づくり計画概要版について

平和都市宣言

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日

鎌倉市民憲章

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。

すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

昭和48年11月3日

